

# 東村山市下水道条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(用語の意義)

第2条 (略)

(1)～(5) (略)

(6)～(9) (略)

(排水設備の設置)

第3条 法第10条第1項各号のいずれかに該当する者 (以下「義務者」という。) は、公共下水道の供用が開始されたときは遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 排水設備の新設又は改築 (以下「新設等」という。) を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 汚水のみを排除する排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル (勾配100分の3以上) とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)
-------------	--------------------

旧 条 例

(用語の意義)

第2条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 排水設備義務者 法第10条第1項各号の一に該当する者 (以下「義務者」という。) をいう。

(7)～(10) (略)

(排水設備の設置)

第3条 義務者は、公共下水道の供用が開始されたときは遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第4条 (同左)

(1)～(3) (略)

(4) 汚水のみを排除する排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上 (勾配100分の3以上) とすることができる。

排水人口	排水管の内径	勾配
------	--------	----

新 条 例

150未満	100 (勾配 100分の2以上)
150以上300未満	125 (勾配 100分の1.7以上)
300以上500未満	150 (勾配 100分の1.5以上)
500以上	180以上 (勾配 100分の1.3以上)

(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管に相当する流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル（勾配100分の3以上）とすることができる。

排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)
200未満	100 (勾配 100分の2以上)
200以上400未満	125 (勾配 100分の1.7以上)
400以上600未満	150 (勾配 100分の1.5以上)
600以上1,000未満	180 (勾配 100分の1.3以上)
1,000以上1,500未満	200 (勾配 100分の1.2以上)
1,500以上	230以上 (勾配 100分の1以上)

(指定要件等)

第27条 指定下水道工事店は、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。

- (1) 東京都の区域内に営業所があること。
- (2) 排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）として市の登録を受けた者が1人以上専属していること。

旧 条 例

150人未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
150人以上300人未満	150ミリメートル以上	100分の1.7以上
300人以上600人未満	200ミリメートル以上	100分の1.5以上
600人以上	250ミリメートル以上	100分の1.2以上

(5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル（勾配100分の3以上）とすることができる。

排水面積	排水管の内径	勾配
200平方メートル未満	100ミリメートル以上	100分の2以上
200平方メートル以上 600平方メートル未満	150ミリメートル以上	100分の1.5以上
600平方メートル以上	200ミリメートル以上	100分の1.2以上

(指定要件等)

第27条 (同左)

- (1) (同左)
- (2) (同左)

新 条 例

(3) 工事に必要な設備及び器材を有していること。

2 前項の要件に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、指定下水道工事店としての指定を受けることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) (略)

(3) 第32条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者

(4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(5) 法人の場合にあっては、その代表者が前各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する者

3・4 (略)

(指定下水道工事店の指定の停止又は取消し)

第29条 市長は、指定下水道工事店が次の各号のいずれかに該当したときは、6月を超えない範囲で指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(責任技術者の登録資格)

第30条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者として市の登録を受けることができない。

旧 条 例

(3) (同左)

2 前項の要件に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する者は、指定下水道工事店としての指定を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していないものの(法人にあっては代表者)

(2) (略)

(3) 第32条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者 (法人にあっては代表者)

3・4 (略)

(指定下水道工事店の指定の停止又は取消し)

第29条 市長は、指定下水道工事店が次の各号の一に該当したときは、6月を超えない範囲で指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(責任技術者の登録資格)

第30条 (略)

2 次の各号の一に該当する者は、責任技術者として市の登録を受けることができない。

新 条 例

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) (略)
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) 前3号のほか、市長が不相当と認めた者

3 (略)

(責任技術者の登録の停止又は取消し)

第32条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月を超えない範囲で登録を停止し、又は登録を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

2 市長は、責任技術者が第30条第1項に規定する資格を失ったとき又は同条第2項第1号、第3号若しくは第4号に定める欠格事項に該当したときは、登録を取り消すことができる。

旧 条 例

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない者
- (2) (略)

(3) 前2号のほか、市長が不相当と認めた者

3 (略)

(責任技術者の登録の停止又は取消し)

第32条 市長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、6月を超えない範囲で登録を停止し、又は登録を取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

2 市長は、責任技術者が第30条第1項に規定する資格を失ったとき又は同条第2項第1号若しくは第3号に定める欠格事項に該当したときは、登録を取り消すことができる。